

(様式3-1) 研究研修活動記録票(研究会、研修会開催又は参加に要する経費)

嬉野市議会議員

芦塚 典子

開催月日	令和5年7月27日(水)		
開催時間	10:00~13:00		
開催場所	東京都豊島区南池袋2-22-1		
主催者	(株)廣瀬行政研究所		
研修会等の名称	地方議会議員セミナー(議員の発言権と質問力向上セミナー)		
講師等の氏名等	(株)地方議会総合研究所代表取締役 廣瀬 和彦		
内容・結果等	<p><議員が有する発言権と不穏当発言の取り扱い></p> <p>1. 議員の発言権: 発言自由の原則 2. 発言自由の原則の誓約 地自法132条</p> <p>3. 質問等における不穏当発言の取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不穏当発言: 良識を有するものが発言しない発言 ・不規則発言: 議長の許可に基づかない発言 <p>4. 不穏当発言の該当基準 ①無礼な発言 ②他人の私生活にわたる発言 ③発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言 ④基本的人権を侵害する発言</p> <p>懲罰は3日以内。録音。議事進行は議長次第。 ☆発言の取消しの有効性。通常時は会期中でなくても有効。 議長が発言取り消し命令ができる。 不確実で、議事録を確認しないのは不適切。議会事務局が確認しないのは不適切 不穏当発言を決めるのは、不可解。議員に対して下に見るような発言をすることがある。 委縮は必要はない。証拠になることがあれば提出できる。</p> <p>5. 発言の取消し・訂正</p> <p>6. 発言の取消し方法 本会議で議長が取消し命令をすぐ出すことは異例。 発言の撤回はない。議事録は撤回はできない。発言の取消し申し出(日程に挙げる)</p> <p>マトメ 議員の発言権とは、発言自由の原則であり、そのために地方自治法をもって制約も規定されている。したがって地方自治法の趣旨は、議員によって遵守されるべきである。地方議会の議員が議場で行った演説・討論等については憲法には保障の規定がないが刑法・民法における責任を有する。不穏当発言の取り扱いは自治体により異なるが、手法では留意が必要である。</p>		
上記活動に要した経費	経費の内容	支払先	金額(円)
	講師謝礼		0
	会費		25,000
	旅費		41,150
	宿泊費		15,390
	合計		81,540

(様式3-1) 研究研修活動記録票(研究会、研修会開催又は参加に要する経費)

嬉野市議会議員

芦塚 典子

開催月日	令和5年7月27日(木)		
開催時間	14:00~17:00		
開催場所	東京都豊島区南池袋2-22-1		
主催者	(株)地方議会総合研究所		
研修会等の名称	地方議会議員セミナー(効果的な質問を行うための特効薬)		
講師等の氏名等	(株)地方議会総合研究所代表取締役 廣瀬 和彦		
内容・結果等	<p><効果的な質問を行うための特効薬></p> <p>1. 質問と質疑の相違 二元代表制における議員が期待される役割 議会は合議制の機関であり、長が取り切れない住民の意見を把握することが可能 地方自治法: 政策集団としての会派はない。</p> <p>2. 質問の種類 関連質問は認められている。(総務省) 同一会派の議員しか認められない。 文書質問: 会派の時間割り振りが少ないので、代替として認められている 閉会中における議会においてできる。(開会中の議会において意思決定するので) 第三セクター・一部事務組合での不祥事は、質問することはできない。 出仕団体は報告義務があるが、そのほかは情報漏洩になる。 ☆議員間討議して、議会が要望する。委員会による追跡調査</p> <p>3. 議長に対する質問、議会事務局長に対する質問</p> <p>4. 質問の範囲を超えた通告書の取り扱い</p> <p>5. チェックポイント: 新たな視点や知見を与える質問。類似団体の費用対効果(庁舎、公民館等)チェック。 検討・善処するにはフォローアップする。予算措置を提言する。会議録をチェック。 基本構想と基本計画等との整合性を確認する。質問には継続する。バージョンアップ マトメ 質問・質疑を効果的に行うために「一般質問検討会議」を行って通告書段階で一般質問を議員全員で検討する議会がある。質問者ごとに、質問の意図や課題の状況、目指すところをコメントし意見交換していくという会議であるが、質問のゴールを目指すには、議員間で問題意識を共有することも必要ではないかと観想した。</p>		
上記活動に要した経費	経費の内容	支払先	金額(円)
	講師謝礼		
	会費		
	旅費		
	宿泊費		
	合計		